活活活

動動動

自由民主党

荒木会長が松野ワクチン接種担当大臣と意見交換……………

国土強靱化推進本部に荒木会長が出席……

特別決議~人口減少の時代に地方の声を国政選挙に反映させるために~

・行政不服審査法の制度に関する案内窓口の開設について

行政管理局

調査法制課

課長補佐

鈴木真衣

石川県川北町長

前

哲雄·

(11)(10)(6)

町

町村の購読料は会費 の中に含まれております。

毎週月曜日発行

随情

想報

より健やかな町づくり」を目指して 村ご当地キャラじまん…………… 政

策

行政手続法

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 武居丈二: 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 http://www.zck.or.jp

週

報



水到

國學院大學教授

西に 村は

幸き 夫ぉ

越流水を外円筒で受け、これを用水の配分率 分けるために1949年に造られたコンク 赤祖父溜池から引き込まれた用水を3か所に 水槽がある。小矢部川水系の赤祖父川上流の できている。 に合わせて区切って分水するという仕組みで に国の登録有形文化財となった赤祖父円筒分 に設けられた利水施設で、 富山県南砺市の旧井口村に2020年4月 主として農業用水を正確に分配するため ト製の円筒分水槽である。円筒分水槽と 内円筒全周からの

堰堤、 水路の階段工や石張水路工・床固工・沈砂池 としては、このほか流雪溝や砂防堰堤、 用水や流路にかかわる国登録文化財建造物 水源地の水道施設・貯砂施設・濾過池、 取水

3つまでが富山県のものである。

槽が国の登録有形文化財となっている。

管理にも無理がない。現在、

5つの円筒分水

うち

な様子が外からよく見えるので、 も秀逸だが、それだけでなく、 うな噴水の機能的・合理的な姿は、

分水の具体的

造形的に

水争いがお

かつ構造がシンプルなので、

維持

サイフォンの原理で地の底からわき出すよ

渠成

表紙に掲載する写真を募集していま す。採用者には、図書カード(3千円) を差し上げます。

写真募集

(5)

(3)(2)

写真には撮影者の住所、氏名及び 撮影場所・日時を明記して下さい。 なお、採否は当方に一任願います。 送り先:全国町村会・広報部

産のなかでも円筒分水槽の機能美は群を抜い などさまざまなものがあるが、これら土木遺

ている。

の文人、 自然に溝ができるということから、 碑が建てられている。「水到りて、 と成就するという意ともされる。出典は宋代 すとそれに伴って徳も備わってくることを表 功績のあった地元指導者の胸像が置かれてお している。また、 赤祖父円筒分水槽の周辺には、 近くに「水到渠成」と刻された巨大な石 水が流れることによって、 蘇軾だという。 条件が備わると物事は自ず 土が削られ 用水事業に 学問を成 渠成る.

る用水を見ていると、飽きない。そして、 そしてそれをぴったりの4文字で表現した+ 域に平和がもたらされたという歴史の重みが そのことによって長年の水争いが収まり、 がここに到って、用水路に分かれて流れ下り、 地の知恵の奥深さに震撼する。 いこうした見事な美しさを生み出したこと、 伝わってくる。 円筒分水槽の内側からこんこんとあふれ出 切実な必要性が一切無駄のな 地 水

全 玉 町

村

会

組めるよう積極的な対策の継続などを要望した。 の所要額の確保とともに、 欠であり、「防災・減災、 土づくりのため、 本県嘉島町長) 化の推進に関する意見を聴取した。 員)は4月6日に会議を開催し、 自由民主党 が出席し、 国土強靱化推進本部 長期・安定的なインフラ基盤整備の推進が不可 国土強靱化のための5か年加速化対策 いかなる災害にも対応できる強靱な国 地方団体が安心して国土強靱化に取り 地方自治体代表者から国土強靱 本会からは荒木泰臣会長 (本部長 一階俊博衆議院議



(第三種郵便物認可)

る安定財源の確保、 設から50年経過した道路や橋 なインフラの老朽化」について、 の促進などを挙げた。 インフラ・メンテナンスの課題とし を説明したうえで、 後20年間で加速度的に増加すること ネルや下水管などのインフラが、 荒木会長からは、 技術系職員の不足や将来にわた 住民の理解協力 自治体における はじめに 「深刻 今 建

のあらゆる地域で、 大規模災害」について、 東日本大震災以降も、 次に、「日本列島各地で頻発する 大規模な自然 2011年 日本列島

> 7月の豪雨災害により甚大な被害を 2016年の熊本地震 であるか自身の経験からも痛感して る責任者の首長として、 災害が頻発しており、 いると述べた。 化 被っており、住民の生命と健康を守 防災・減災対策」がいかに重要 2020年 熊本県でも 「国土強靱

「「防災·減災、 安定的なインフラ基盤整備の推進 る強靱な国土づくりのため、 て、「いかなる災害にも対応でき そのうえで、全国町村会の主張と 国土強靱化のための

> 5か年加速化対策』の所要額の確保_ 的な対策の継続」について要請した 国土強靱化に向け、『国土強靱化の 散型の国づくり・地域づくりに向け 究・教育機関等の地方への移転・分 業や官民のさまざまな業務機能、 と自律・分散型国土構造の構築」「企 ウイルス感染症の拡大や、 河川等の整備の促進」「新型コロナ 要である治水対策を推進するための 備促進と所要財源の長期安定的な確 旧に不可欠な道路ネットワークの整 ための5か年加速化対策』 加速など真の豊かさを実感できる分 等の観点から、東京一極集中の是正 地震等大規模災害に対する危機管理 保及び防災・減災の観点において重 た取組の拡充」「長期的・計画的な 災害救援や代替ル 地方への移住・定住のさらなる ートの確保、 後の積極 首都直下

▲意見を述べる荒木会長



▲発言する二階本部長

報

壬 動

でまいりたいと意見を締め括った。り、全国町村会としても政府・国会に暮らせる地域づくりの大前提であたるで、国土強靱化は、安心・安全

団体・事業者等がインフラの老朽化踏まえた補助単価の見直し」「民間・の設置の促進」「建設資材の高騰を所となる体育館の耐震化と空調設備がとなる体育館の耐震化と空調設備

問わず現場に駆けつけ対応にあたる長から「災害が起きたときに昼夜をついて発言があり、最後に二階本部事の際の医療コンテナの活用」等に事の際の医療のの場別にある構築に有いる。

www.zck.or.jp)をご覧ください。 必」との発言で会議を締め括った。 数化の予算の確保に全力で取り組 靱化の予算の確保に全力で取り組

高が松 野ワクテン接種担当 全国 IJ 村

会

見交換(WEB会議)を行った。博一ワクチン接種担当大臣と新型コロナワクチン接種に関する意荒木泰臣全国町村会長(熊本県嘉島町長)は、4月6日、松野

いる。 ナ感染のリバウンドが懸念をされて 活発になっている時期であり 就職により県境を越えた人の動きも していきたい。新年度を迎え進学や どについてわかりやすく情報発信を 要性や混合接種の有効性・安全性な 要だと考えており、3回目接種の必 い環境を整備していくことが今後重 の方への接種も本格化をする中、特 最優先課題の1つである。65歳未満 は発症予防・重症化予防の要であり に若年層がワクチン接種を受けやす 新型コロナワクチンの3回目接種 はじめに、松野大臣が挨拶に立ち、 また、 厚生労働省の専門家会

> 株に対してもワクチンの有効性が回 株に対してもワクチンの有効性が回 を接種することも重要との指摘が かる。各自治体でも特に若年層の 方々が接種しやすいような環境の整 情や情報提供にぜひご協力をいただ きたい。本日は自治体で接種業務を きたい。本日は自治体で接種業務を きたい。本日は自治体で接種業務を きたい。本日は自治体でを がでまで がでるにあたってお気づきの点につ いて忌憚のない意見交換をさせてい にだきたい」と述べた。

新型コロナの新規感染者数は下げ止続いて荒木会長からは、「現在、

述べた。 述べた。 述べた。 述べた。 述べた。 述べた。

でも、全体の接種率は対象者(18的るとし、「私の町(熊本県嘉島町)は、3回目ワクチン接種について、は、3回目ワクチン接種について、

たい」と訴えた。 的な見地からの情報提供をお願いし 対象の子どもたち等について、 ンの効果、 う、国において接種の目的やワクチ どもが安心して接種を受けられるよ のワクチン接種についても、保護者 報が国民各層へ行きわたるよう、 提供に努めており、国においても追 も含め全ての世代に接種率向上に向 べたうえで、町村においても若年層 20代は42%にとどまっている」と述 歳以上の接種率が92%なのに対し、 歳以上)の70%を超えているが、 い状況が見られる中、「保護者や子 全性を心配しており、接種が進まな は有効性よりも副反応や将来的な安 た、小児(5歳から11歳)子どもへ 府広報のさらなる強化を求めた。 加接種の有用性・安全性に関する情 けた機運醸成を図るべく丁寧な情報 副反応、接種を推奨する 専門 政

チン接種に関しても通常業務との両数多くの業務をこなしており、ワク「町村ではこれまでも少ない職員でまた、町村現場の状況について、

報

(第三種郵便物認可)

町

でワクチン接種業務が続くのかと がある。 て準備し、 が打ち出す際は、 要になる新型コロナ対策の方針を国 チン接種を含め、現場での対応が必 いる状況を理解いただき、 にしていくことが必要」と述べたう 能な限り現場の負担感を減らせる形 いった不安の声が上がっており 大臣に対し「町村のおかれて 特に保健師等に大きな負担感 現場からは、 スケジュールを立てられ 現場が余裕を持つ この先いつま 今後ワク 可

> るよう、その都度のワクチン供給の をお願いしたい」と要請した。 時期等も含め、 早め早めの情報提供

対策に真摯に取り組んでいくので、 請 対する重点的な支援を進めるよう要 り わせ、ワクチン接種をはじめコロナ と活用を目指し最終段階に入ってお 安全性の高い不活化ワクチンの承認 内の製薬会社でも、 最後に国産ワクチンについて、 このような国内企業への取組に 「町村では少ない職員で力を合 副反応が少なく 国

> Γ 引き続き力強い支援をお願いした と訴え、意見陳述を締め括った。

> > 経済安全保障上も極めて

続き早め早めにしっかりと情報提供 滑なワクチン接種の実施に当たって めに情報を発信していきたい」と発 ポートしていけるように私たちも早 治体に対してもそういった方々をサ をしっかりと発信していきたい。 いて発信をしてきたが、保護者の皆 れまで小児接種に関するリーフレッ 小児接種については、「政府ではこ 情報発信をしていきたい」と述べ などの媒体も活用し、わかりやすく 性・安全性についてCMやSNS 加接種の必要性や混合接種の有効 多くの方に接種いただけるよう、 中で、できるだけ早期にできるだけ は りたいと考えている」と述べた。 は自治体の協力が重要であり、 自治体に示したことに関しては、「円 言した。4回目接種の準備事項等を トや動画を作成しデータを示しつ 「今後65歳未満の接種が本格化する 荒木会長の発言を受け、 ワクチンの有効性・安全性につ 引き続き国としても必要な情報 お子様のご不安に寄り添えるよ 3回目ワクチン接種について 連携を密に取り組んでまい 松野大臣 引き 自 追

していく」と述べた。

まえ、 開発生産の基盤整備への投資を後押 強化戦略を閣議決定した。これを踏 家戦略としてワクチン開発生産体制 制を構築し長期継続的に取り組む国 月には政府が一体となって必要な体 り込んでいるところであり、 の補助や有効性を検証する臨床試験 国内企業に対し、 ついては、 国内で開発生産できる体制の確立に クチンの開発生産に取り組んでいる 重要だと考えているとしたうえで、 厚生労働省において新型コロナワ 実施・費用に対する補助などを取 政府として引き続き国内での

昨年6

生産体制の整備

ているので、 期収束を目指して頑張りたいと思っ 防止については、国と我々町村、 荒木会長から、「このコロナの感染 いしたい」と述べた。 を1つにして一生懸命取り組み、 さらに、 松野大臣の発言を受け 変わらぬご支援をお願

だきたい」と述べ、 で申し上げたことについては、 会長から全国の町村長にお伝えいた 最後に、 松野大臣から、「これま 会合を締め括っ

て新型コロナに対するワクチンを

た。



(上) と意見交換を行う松野官房長官 佐藤厚生労働 荒木会長 (下段中) (下段左) 島村厚生労働大臣政務官 副大臣 (下段右)

また4月7日にはWeb会議形

啓一幹事長、

竹内譲政務調査会長

に続いて、4月6日に公明党の石井 自民党(町村週報3195号参照) 国政選挙に反映させるために~」を 議~人口減少の時代に 地方の声を

全国町村会は、このたび「特別決

反映させるために〜」の実現に

向けて荒木会長が要輩活

全国 町村会

とりまとめ、荒木泰臣全国町村会長

(熊本県嘉島町長)が、

3月25日の

面会し、

決議内容の実現方を要請し

が果たしている役割の重要性を強調

行・政治改革推進本部本部長代行に 式で立憲民主党の逢坂誠二代表代

■公明党



▲石井幹事長(左)に要請する荒木会長(右) するとともに、地方創生を推進し、

▲竹内政務調査会長(左)に要請

とで、地方の声がこれ以上国政に届 の区割り改定案(いわゆる「10増10 意見を踏まえとりまとめたもの。 を持っていることなど、現場の声や かなくなることに町村が強い危機感 いることや参議院合区の状況等に関 減」問題)の策定作業が進められて 選挙区画定審議会で衆議院小選挙区 特別決議では、町村をはじめ地方 特別決議は、 地方の定数が大きく減少するこ 現在、 内閣府衆議院

思い、 特別決議の内容は地方自治体の中で 危機感として受け止めていた

ないと訴えている。 の持続可能性を追求しなくてはなら 減少・少子高齢社会における我が国 を実現すること等を強く求め、 要があることや「参議院の合区解消」 地方の人口減少に歯止めをかける必 人口

課題があることは承知しているが、 差是正等憲法との関係を含め困難な 選挙区の区割り改定案は、一票の較 番影響を受ける全国の町村の強い 要請活動で荒木会長は「衆議院小

> とを要望した。 改正も含め早急な解消を実現するこ さらなる拡大に町村が強い危機感を 歯止めをかけ、「地方分散型の国づ にある地方から東京への人口流出に だきたい」と強調。この問題の根底 持っている参議院合区について憲法 くり」を強力に推進すること、

※特別決議の内容については、 田中(https://www.zck.or.jp) をご覧下さい。

■立憲民主党





▲逢坂代表代行(下)に要請

行政手続法・ 行政不服審査法の制度に関する 案内窓口の開設について

報

課長補佐 行政管理局 調査法制課 鈴木真衣 総務省

審査法 main_sosiki/kenkyu/ https://www.soumu.go.jp, 公表。 の最終報告は、 の改善に向けた検討会」

を踏まえ、

有識者による検討会を開

はじめに

ら施行された。 律第160号。 を全面改正し、 法律第88号。以下「行審法」という。) 現行の行政不服審査法 旧行政不服審査法(昭和37年法 平成28年4月1日か 以下「旧法」という。)

る」との規定が置かれている。 づいて所要の措置を講ずるものとす あると認めるときは、その結果に基 の状況について検討を加え、必要が した場合において、この法律の施行 府は、この法律の施行後五年を経過 行審法附則第6条においては、「政

改善方策の検討を行った。 う。)を開催し、 省は、 用状況について整理や評価を行い 法律学科教授。以下「検討会」とい 会」(座長:髙橋滋法政大学法学部 政不服審査法の改善に向けた検討 年5月から同年12月までの間、 附則第6条の規定を踏まえ、総務 参考:総務省HP「行政不服 施行後5年が経過した令和3 令和4年1月1日に 施行後5年間の運 (検討会 _ 行

gyoseifufuku/index.html)

(平成26年 開設をすることに至った経緯及びそ を解説することを目的に執筆したも 報公開・行政手続制度案内所」) 査法の制度に関する案内窓□ 告を受け、 きた経験を踏まえ、検討会の最終報 の窓口の役割・具体的な利用方法等

の

じめお断りしておきたい については私見であることをあらか なお、本稿中、意見にわたる部分 のである

係る経緯

2

施行状況の把握

(1)

といった見直しが行われた。 求期間を60日から3か月への延長等 等への諮問手続の導入、不服申立て や第三者機関である行政不服審査会 ない審理員による審理手続の仕組み の向上の観点等から、処分に関与し ては、公正性の向上及び使いやすさ の手続を審査請求に一元化、 行審法附則第6条を踏まえた検討 旧法を全部改正した行審法におい 審査請

> の把握をする必要がある。 方公共団体は、 況を把握する必要がある。 による不服申立てを受け、 を実施するためには、 であるため、それらを踏まえた状況 市区町村等と、その規模もさまざま なる国及び地方公共団体における状 都道府県・ 実際に行審法 特に、 ·政令市 審査庁と

討会の事務局として検討に携わって

行政手続法・行政不服審

務省行政管理局において、

筆者が検

本稿は、

行審法の所管課である総

関及び地方公共団体に対し、 実施した。 の施行後、 立て件数等を調べる施行状況調査を 総務省においては、まず、 審査庁となる国の行政機 行審法 不服申

らの答申例及び裁決例の文献調査等 soumu.go.jp/koukai/Main) https://fufukudb.search. ているもの。参考:「行政不服審査 よう、総務省において構築・運用し 答申の内容を登録いただくことで 実際に受けた不服申立ての裁決及び 政不服審査裁決・答申データベース_ 及び一部の地方公共団体に対するヒ 不服申立人の代理を務める土業団体 アリング及びアンケートの実施、「行 センターへの委託調査研究として、 務省から一般財団法人行政管理研究 一元的に事例の検索・閲覧に供する 、※審査庁及び行政不服審査会等が (決・答申検索データベース) また、令和2年度においては、 町

報

リングに加え、行政庁へのアンケー るため、これまでの調査から把握で 地方三団体、一部の行政庁へのヒア きていない状況について、土業団体 況の評価及びその改善方策を検討す 整理された論点等を踏まえ、 催したうえで、論点の整理を行った。 ト調査が実施された。 検討会においては、 令和2年度に 施行状

よう努められている。 際の施行状況を十分に踏まえて行う は、これらの調査により把握した実 最終報告のとりまとめに当たって ているが、検討会における検討及び 方々への感謝は後述させていただい これらの調査にご協力いただいた

(2) 事項検討会の最終報告で指摘された

開設に至った背景に関する内容につ いて、ご紹介したい。 の制度に関する全国的な案内窓口の その中でも、 策が指摘されているが、本稿では、 それぞれ施行状況を踏まえた改善方 進」、「公正性の向上」の観点から、 きく「迅速な救済」、「制度の活用促 検討会の最終報告においては、大 行政手続法及び行審法

立人の便宜を図るため、 申立てをしようとする者又は不服申 一に、行審法においては、 裁決等をす 不服

> め 84条)、施行状況を把握した結果 た。 丁寧に行うための全国的な案内所の ら積極的に提供した方が良いと考え 設置や、不服申立てに係るパンフ 皆様に対する情報提供や相談対応を られる状況などが見られた。 報は、その求めによらずに審査庁か 不服申立人において必要とされる情 などが規定されたところ(行審法第 る権限を有する行政庁は、 レットの配布等の必要性が指摘され に必要な情報の提供に努めるべき旨 人等からの求めに応じ、 見直し内容においては、国民の 不服申立て 不服申立 。そのた

ţ けることに加え、審理員及び審理員 させる具体的かつ実践的な研修を設 手続の進行や争点整理の能力を向上 審法の制度概要にとどまらず、 成が困難である等の状況が見られ くされていない、審理員意見書の作 審理員審理において十分な審理が尽 いては、審理員の適切な確保が困難 果、特に小規模な地方公共団体にお れたところ、施行状況を把握した結 ととする審理員制度が新たに設けら を満たす審理員が審理手続を行うこ 分に関与していない等の一定の要件 第二に、行審法においては、 そのため、見直し内容において 審査庁の職員を対象として、行 原処

> 設置等の必要性が指摘された。 補助者のサポートのための案内所

り、研修等の実施に当たっては、 こと等が徹底されることが重要であ といった処分理由を明確に提示する 別事案をどのように当てはめたのか があった。そのため、処分の際には、 上も課題の1つであるといった指摘 旨が指摘された。 のような観点も留意する必要がある 審査基準や処分基準を示しつつ、個 ら、行政手続法の基礎的な理解の向 示が十分に行われていないことか 示を行う必要があるところ、その提 続法に基づき、当該処分の理由の提 び不利益処分を行う際には、 められた許認可等を拒否する処分及 体的には、処分庁は、申請により求 う問題がある旨の指摘があった。 において十分に行われていないとい められている手続の実行が、 る原処分について、行政手続法に定 前提として、不服申立ての対象とな 第三に、検討会の議論においては 行政手 処分庁 具

設するに至ったものである。 制度に関する全国的な案内窓口を開 和3年9月13日)も踏まえ、総務省 加えて、地方三団体からの意見書(令 おいて、 上述した最終報告における指摘に 行政手続法及び行審法の

0

行政手続制度案

(1) の開設開 3 内所の役割等情報公開・行政

行政手続制度案内所

内を行っていた。 第42号。以下「情報公開法」という。) の公開に関する法律(平成11年法律 を設置し、 情報公開‧個人情報保護総合案内所 政機関・独立行政法人等に対する開 等の円滑な運用を確保するため、 示請求の手続や制度の仕組み等の案 総務省では、 行政機関の保有する情報 従来から、 全国

の保護に関する法律(平成15年法律 独立行政法人等の保有する個人情報 関の保有する個人情報の保護に関す 開・行政手続制度案内所に名称変更 制度の仕組み、行政手続法の制度の 服審査法に基づく審査請求の手続や 個人情報保護総合案内所に、 え、総務省では、従来の情報公開 が所管する個人情報の保護に関する の上、開設した。(※なお、 し、令和4年4月1日から、 仕組みなどの案内を行う機能を追加 この点、検討会の最終報告を踏ま (平成15年法律第58号)及び ţ 新たに個人情報保護委員会 令和4年4月1日に廃 行政機 行政不 情報公

①行政機関等情報公開法

②行政手続法、行政不服審査法

「情報公開・行政手続制度案内所」は、

の制度に関する案内窓口です。

下記の場合などには、お近くの案内所まで、

開示請求の方法について知りたい。

国の行政機関・独立行政法人等に対する情報

違法・不当な行政処分に対する審査請求の

行政庁からの不利益処分や行政指導、行政庁

への申請・届出に関するルールについて知りたい。

お問合せください。

方法について知りたい。

(2)

(3)

度案内所における案内は行っていな

法律

(平成15年法律第57号) に統合

ととしている。

されたため、

情報公開

·行政手続制

(2) の行報公開 行政手続制度案内所

の行政機関・独立行政法人等に対す については、 る開示請求の手続等の案内を行うこ おいては、 情報公開・行政手続制度案内所に 引き続き、 国民の皆様に対し、国 情報公開法等

いる。

等を用いて、案内を行うこととして 的なルールについて、パンフレット 行政庁への申請・届出に関する一般 益処分又は行政指導に係る制度 の手続の方法や、 に対して、処分に対する不服申立て 案内に関しては、 加された、行審法及び行政手続法の 、まず、

また、令和4年4月から新たに追 行政庁からの不利 国民の皆様

ては、 相談を受け付けることとしている。 じた疑問や悩みについて、問合せや 法でいえば、 の概要の案内に加え、 例えば、

来所による相談も可能である。 電話又はメール等をいただくほか 談に当たっては、 これらの案内や、 お近くの案内所に 問い合わせ、

るが、徐々に国 方々にとって、 政庁の職員の 民の皆様及び行 年度から開設し ごとに設置され 省及び都道府県 所は、総務省本 政手続制度案内 たばかりではあ ており、令和4

ある となれば幸いで 利用又は運用に 貢献できる存在 各制度の円滑な

また、行政庁の職員の方々に対 個別の審理手続を進める際に牛 行審法及び行政手続法の制度 不服申立てを受けた際 行審

相

おわりに

4

ため、 取組や工夫をされている状況を知る 生じている状況や、反対に先進的な 用状況を伺うことで、思わぬ支障が 政庁の職員の方々には、ご多忙の中 の皆様、 いた。この紙面をお借りして、 立てさせていただいたほか、筆者個 ことができ、検討の際には大いに役 なるご協力をいただいた。 実際の運 で、ヒアリングやアンケートに多大 て厚く御礼を申し上げたい に当たっては、 人としても、非常に学ばせていただ 附則第6条の規定を踏まえた検討 士業団体の皆様や地方三団体 行審法のユーザーである行 運用状況を把握する

情報公開・行

◎町村週報ご購読のご案内◎

にて、全国町村会広報部までお申 たはEメール (kouhou@zck.or.jp) 望される方は、はがき、FAXま にお届けいたします。ご購読を希 し込み下さい。 ★年間購読料1、 ▼請求書を送付いたします 折り返しお振り込み下さい 町村週報」を毎号ご自宅や職場 5 0 0 円 (送料

政策

総務省の情報公開・行政手続制度案内所 一覧

(令和4年4月1日現在)

				(令和4年4月1日現在)	
案 内 所	所 在 地		電話番号	FAX番号	インターネット受付
総務省本省	〒100-8926 東京都千代田区霞が関	32-1-2	03-5253-5175 03-5253-5355	03-3519-8733	https://www.soumu.go.jp/for
	中央合同庁舎第2号館	2階	03-5253-5111 (内線27184、29085)		m/common/opinions.html
北 海 道 管 区	〒060-0808 札幌市北区北8条西2	2 札幌第1合同庁舎7階	011-708-0638	011-708-0638	
函 館	〒040-0032 函館市新川町25-18	函館地方合同庁舎6階	0138-23-0909	0138-23-0919	
旭 川	〒078-8501 旭川市宮前1条3丁目	3番15号 旭川合同庁舎西館5階	0166-38-3011	0166-38-3013	
 釧 路	 〒085-0022 釧路市南浜町5-9 釧路		0154-23-7136	0154-23-7137	
東 北 管 区	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-	-23 仙台第 2 合同庁舎10階	022-716-1234	022-716-1234	
青 森	〒030-0801 青森市新町2-4-25 青		017-734-3354	017-734-3355	
 岩 手	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-		019-622-3470	019-624-1155	
· 秋 田	 〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋	 田合同庁舎 4 階	018-824-1426	018-824-1427	
山 形			023-632-3113	023-632-3117	
福 島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島 		024-534-1101	024–534–1102	
関東管区	〒330-9717 さいたま市中央区新者 さいたま新都心合同庁		048-600-2404	048-600-2404	
茨 城	〒310-0061 水戸市北見町1-11 水	《戸地方合同庁舎 2 階 	029-221-3347	029-221-3349	
栃木	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇	常常宮地方合同庁舎3階	028-634-4681	028-637-4809	
群 馬	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1	前橋地方合同庁舎6階	027-221-1648	027-221-1649	
千 葉	〒260-0024 千葉市中央区中央港1		043-246-9821	043-246-9829	
東 京	〒169-0073 東京都新宿区百人町3- 		03-5331-1762	03-5331-1762	
神奈川(※1)	〒231-0023 横浜市中区山下町37-		045-228-1308	045-228-1308	
新潟	〒950-8628 新潟市中央区美咲町1-		025-282-1112	025-282-1124	
山 梨 	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18		055-252-1496 026-235-5566	055-251-9223	
長 野 中 部 管 区	〒380-0846 長野市旭町1108 長里 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2・		052-968-1160	026-232-4529 052-968-1160	
富 山			076-405-0312	076-405-0312	
石 川	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金:		076-222-2263	076-222-2263	
			058-259-6445	058-259-6445	
静 岡	 〒420-0853 静岡市葵区追手町9-5	0 静岡地方合同庁舎	054-653-5106	054-653-5106	
三重	〒514-0033 津市丸之内26-8 津合		059-221-2455	059-221-2455	https://www.soumu.go.jp/hyd
近畿管区(※2)	〒540-8533 大阪市中央区大手前4	-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-4791-5630	06-4791-5630	uka/i-chihou-form.html
福 井	〒910-0859 福井市日之出3-14-15	福井地方合同庁舎	0776-24-0403	0776-26-4445	
滋 賀	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大	津びわ湖合同庁舎	077-523-1926	077-525-1149	
京都	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠	E殿町38 京都地方合同庁舎	075-802-1140	075-802-1180	
兵 庫	〒650-0024 神戸市中央区海岸通2	9 神戸地方合同庁舎 	078-327-5417	078-327-5417	
奈良	〒630-8213 奈良市登大路町81 奈		0742-24-0300	0742-24-0303	
和歌山	〒640 - 8143 和歌山市二番丁3 和		073-431-8221	073-436-5899	
中国四国管区	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6		082-502-0271	082-502-0271	
島 取	〒680-0845 鳥取市富安2-89-4 鳥 		0857-24-5542	0857-24-5942 0852-21-2444	
局 根 	〒690-0841 松江市向島町134-10 		0852-21-3680 086-231-4322	0852-21-2444	
Ш Ш. П			083-933-1503	083-922-1593	
		3 3 高松サンポート合同庁舎南館6階	087-826-0712	087-826-0712	
西	 		088-657-7063	088-657-7063	
愛 媛			089-941-7701	089-934-5917	
<u>条</u> 高 知			088-824-4101	088-824-4194	
九 州 管 区	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東		092-431-7083	092-431-7084	
 佐 賀	〒840-0041 佐賀市城内2-10-20		0952-27-8638	0952-22-2652	
長 崎	〒852-8106 長崎市岩川町16-16		095-842-9755	095-842-9755	
熊 本	 〒860-0047 熊本市西区春日2-10-	1 1 熊本地方合同庁舎B棟4階	096-212-9377	096-324-1663	
大 分	〒870-0016 大分市新川町2-1-36	 大分合同庁舎	097-532-3787	097-532-3790	
宮崎	〒880-0805 宮崎市橘通東3-1-22	宮崎合同庁舎	0985–24–3371	0985-24-3371	
鹿 児 島	〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号	·····································	099-224-3248	099-224-3248	
······ 沖 縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1		098-941-3285	098-941-3285	

^{※1} 令和5年度に所在地変更予定。最新の情報は関東管区行政評価局のホームページを御確認ください。

^{※2} 令和4年12月頃、所在地等変更予定。最新の情報は、近畿管区行政評価局のホームページを御確認ください。

岐阜県東白川村

兵庫県猪名川町

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、 体を張って PR しているご当地キャラたちを紹介するコ ーナー -です。 今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。

静岡県松崎町

東白川村宣伝部所属

つっちー&のこり

岐阜県東白川村

阜県内のイベントなどに参加 は休止していますが、 もの方が訪れます。 ら村民の約2倍にあたる約4000人 ちのこフェスタ」を開催し、 できる日を心待ちにしながら、 ス感染症拡大防止のため、 の捜索やそれにまつわるイベント とサークル活動をしていた村民が非公 れていたこともあり、 ちのこ」の目撃例が日本一あると言わ 5—」と ことになりました。1989年 (平成元 に村公認となり、 式でキャラクターを作成したのが「つっ つちのこ」をモチーフとしていて、 -R活動に励んでいます からは、毎年5月3日に「つちのこ」 「のこりん」でした。 村は、 幻の生物と言われる「つ 村のPR活動も担う 新型コロナウィル 捕獲を試みよう いつかまた再開 同イベント もちろん、 村内外か 今は岐 のち

気に頑張っています。



2022年(令和4年)4月18日

Vol.94

中

ツ

「つっちー(写真左)」は5月3日生まれの男の子。「のこりん」は同じ誕生日で、2歳年下の女の子。ふたりとも、恥ずかしがり屋のくせに好る心旺盛。「つっちーとのこりんの歌」に合わせて踊るのが得意。趣味はコロコロ転がること。お茶畑が大好き。

な石像が設置されるほど、

町民から親 季節やイ

しまれている「いなぼう」。

/卜に合わせて、はかまやサンタクロ

桜葉をまるけること。桜葉餅が大の洋服が似合う元気な子ども。特1月25日生まれ。明るい性格で、 桜葉餅が大好物。 な子ども。特技は、なまこ壁塗りと るい性格で、甘え上手。なまこ壁柄

松崎町マスコットキャラクタ

っち 静岡県松崎町

ま

を飾り、 りあふれる町、であることを全国にPR るけ、という作業が得意なのだとか。 きさごとに分け、50枚を1束に束ねる。ま フとし、 史的な建造物「なまこ壁」、 作品の中から選考し、 37都道府県の7歳~81歳といった幅広 ターのデザインと名称を公募しました。 するため、2012年に公式キャラク 征しながら、松崎町のPRのために、 な自然」、そして「元気な子ども」をモチー 本一の「桜葉」、那賀川沿いの い年齢層から寄せられた353点の応募 には積極的に参加し、時には県外へも遠 小にかかわらず、町内のイベントやお祭 につけています。 たのが、「まっちー」です。 松崎町が なまこ壁をイメージした服を身 頭は桜の葉、 で自然豊かで歴史と文化の香 摘み取った桜の葉を大 2013年に誕生 おでこには桜の花 町の「豊か 一桜、 生産量日

名前は ていて、 られました。2009年9月からは、 PRするためのマスコットキャラク 町全体のPRを行うマスコットキャラ の「ぼう」から「いなぼう」と名付 れた水色のオーバーオールを履き、 の子ども「うりぼう」 内の中学生の案が採用されました。 ターとして、2007年に誕生した「い クターとして活躍。 さかなポシェット』を持っています。 友だちの「さかなくん」をかたどった『お なぼう」。 清流・ 「猪名川」 猪名川と大野山がデザイン 猪名川の河川環境保全運動 デザインと名前を公募し、 の 町内3カ所に大き 「いな」、「うりぼう」 をモチーフとし お 猪 BT

猪名川町マスコットキャラクター

いなぼう

兵庫県猪名川

H

好きな場所は、清流「猪名川」と大野山。んでも大好きで、特に「そば」と「しいたけ」がお気に入り。6月1日生まれ。小学生の男の子。町でとれたものはな

Iţ 西ブロック 中国 ・匹国・九州 からご紹介します

るため、

PR活動に一生懸命です。

スの衣装などに着替え、

町を盛り上

週

町

やかな町づくり かわきた 哲 雄 前 石川県川北町長

昭和9年に誘致した松下電器産業㈱ 工場をはじめとする企業誘致によ 倉地帯として発展してきましたが、 と肥沃な土壌により、 町です。 積14・64㎞、人口約6、 る手取川の右岸に沿って拓かれた面 中央部に位置し、霊峰白山を源とす (現㈱ジャパンディスプレイ) 川北町は石川県の加賀平野のほぼ 農・工・商のバランスのとれた 手取川のもたらす豊富な水 県内有数の穀 . 200人の

> 代表する風物詩であります。 がり、それとともに打ち鳴らされる 出されます。そして、高さ46mの「大 グラウンドには、2、000人を超 をも焦がさんばかりに赤々と燃え上 かがり火」が点火されると、炎は天 える町民により「送り火」が照らし 祭典の幕は開け、 取亢龍太鼓」 る頃、本町の郷土文化であります「手 る「川北まつり」は、 虫送り太鼓」の熱気あふれる共演 例年8月第1土曜日に開催してい の演奏から、音と光の 会場の手取川簡易 北陸の真夏を 夕闇迫

ど、2万発の花火が打ち上げられ、 作花火、超ウルトラスターマインな 色鮮やかな大輪と体に響く花火の音 最大級の大花火大会です。尺玉や創 しています。 そして、もう一つの目玉は、北陸 県内外からの多くの観客を魅了

まつりは最高潮を迎えます。

思います。 昨年と一昨年は開催できませんでし たが、落ち着いた状況で開催できれ 新型コロナ感染症の影響により 是非ともお越しいただきたいと

ビスの充実に努めてまいりました。 は の低廉化と少子高齢化など福祉サー 公共料金については、 さて、本町は、 1ヶ月あたり10㎡まで無料 以前より公共料金 水道使用料 (超

> す。 活用している児童館を整備していま 上の子どもの給食費は無料です。 児で16、000円(第3子以降は 区全てに放課後児童クラブとしても の支給などを実施しており、小学校 の助成事業や出産祝金(5~30万円) め、平成12年度に全国で初めて実施 子どもの医療費の助成事業をはじ についても、低く設定してあります。 えて、国民健康保険税や介護保険料 無料)。町立保育所に通う3歳児以 最高でも20、 保育料についても、 た不妊症治療費(不育症を含む) 少子化対策としては、18歳以下の 〔後1㎡につき50円〕。下水道使用 000円/月。 000円。1・2歳 0歳児で、

> > ています。

は石川県内トップの16・4%となっ

4倍)し、年少人口比率

(0~14歳)

は飛躍的に増加

(当時と比べ、約1・

とりにあったきめ細かな福祉サービ PET検査を含む)への約9割の助 スに努めています。 成事業を実施するとともに、 とする短期人間ドック(脳ドックや 医療費の助成事業や35歳以上を対象 取組では、75歳以上高齢者に対する また、高齢者福祉や健康づくりの — 人ひ

活性化の各種施策の充実を図ってい 業など、 して1件あたり5万円を支給する事 そのほか、 町内で創業・起業する事業者 町独自の移住・定住や地域 最高50万円を支援する事 新築住宅取得奨励金と

なって、

そして、これらの施策が呼び水と

平成9年度以降、

町の人口

町づくりを進めています。

しております。 の発展に大きく寄与するものと確信 交流と防災の拠点として、 健康づくりの場、憩いの場、 遊具、100m走路やジョギング 多かった多目的運動公園 コースを備え、令和5年度に完成予 面積は2・8hで、芝生広場や複合 工事にいよいよ本格着手します。総 定であります。この公園が、 新年度に入り、 町民からの要望が (仮称) 今後の町 そして 町民の

を施行、 続き取り組んでまいります。 盤の強化を図るとともに、 地方を取り巻く環境がより一層厳し 少子高齢化、人口減少社会が到来し、 在に至っています。今後、 誕生して以降、昭和55年4月に町制 草深村、砂川村の3つの村が合併し、 さを増す中、 より健やかな町づくり」に、 川北町は、明治40年8月に中島村、 安心して暮らすことができる 行政区域の変更もなく、現 企業誘致による財政基 本格的な 町民が安







和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、 会議室・宴会場のほかに、 ふたつのレストランもございます。 お気軽にお立ち寄りください。







2022年(令和4年)4月18日 12

レストラン「ペルラン」

和食処「さいかち」

最高裁判所 •

高速4号新宿線

高速道路公団

のご案





ダブル DOUBLE ROOM 12室





ツイン



和室もございますのでお問い合わせください。

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

■ご予約・お問い合わせ

全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03 (3581) 0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 ホームページアドレス https://www.zck.or.jp/kaikan

●全国町村会館へのアクセス

TWIN

- ·有楽町線·半蔵門線·南北線「永田町駅」 3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分



砂防会館

都道府県会館

赤坂見附方面

永田町駅 3番出口 全国町村会館西館

青山通り

